

福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金 対象財産処分等承認通知書

福環総第	号
所在地
名称
代表者
年 月 日付で申請のあった福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金については、次のとおり財産処分等について承認します。	
年 月 日	
福山市長 枝 広 直 幹	
処分を行う財産の設置場所	
福山市	
処分を行う財産	
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 高効率空調設備	
<input type="checkbox"/> 高機能換気設備 <input type="checkbox"/> 高効率照明機器 <input type="checkbox"/> 高効率給湯機器	
<input type="checkbox"/> コージェネレーションシステム	
処分等の内容	
(条件)	
1 処分等が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分等の完了を証明する書類を提出すること。	
2 処分等の完了後、別途通知する補助金に相当する額を納付すること。	